

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会
 (平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について)

関係事業者ヒアリング概要

1. 日時

接続政策委員会 (第32回)

1月31日(水) 14時15分～(最大1時間半)

2. ヒアリング対象事業者

- ・東日本電信電話株式会社
- ・西日本電信電話株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社

3. 所要時間

- ・東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
 ヒアリング：併せて15分程度
 質疑応答：併せて15分程度
- ・KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 ヒアリング；各事業者10分程度
 質疑応答：併せて20分程度

4. ヒアリング項目

項目	内容
1. 長期増分費用方式の適用等	
(1) 長期増分費用方式の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・PSTNからIP網への移行過程及び移行後を見据えつつ、また、IP網への移行が進む中、PSTN接続料が上昇傾向にあることを踏まえ、今後、関係事業者や利用者への影響等どのような課題が想定されるか。 ・上記課題に対し、平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定について、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当か。 ・長期増分費用方式の適用範囲等はどうあるべきか。
(2) 長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデル	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合、長期増分費用モデル研究会で示された改良モデル(改良PSTNモデル、改良IPモデル)等をどのように適用すべきか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・適用にあたって考慮すべき事項はあるか。 ・改良IPモデルを適用する場合、当該モデルで算定しないアンバンドル機能等コスト（GC接続等）についてどのように扱うべきか。
2. NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間の措置として、現在、「き線点RT-GC間伝送路コスト」の接続料原価への付替えがなされているが、平成31年度以降の接続料算定において、当該コストをどのように扱うべきか。
3. 東西均一接続料の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的に行われている東西均一の接続料設定について、平成31年度以降の接続料算定において継続すべきか。
4. 入力値（通信量等）の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料算定の際の通信量として「前年度下期と当年度上期の予測通信量」（9か月分を予測）を採用しているところであるが、平成31年度以降の接続料算定において、入力値をどのように扱うべきか。 ・IP網への移行に伴い、見直すべきポイント、考慮すべき事項はあるか。
5. 新たな算定方式の適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・上記4. までの内容（IP網への移行に伴うPSTNを取り巻く環境変化等）を踏まえ、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は何年間とすべきか。
6. その他	
(1) NGN接続料との関係について	<ul style="list-style-type: none"> ・PSTNの接続料とNGNの接続料との関係の在り方について、前回答申では、今後のPSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等による接続料算定への影響を見据えて引き続き検討を行うことが適当とされたが、平成31年度以降の接続料算定においてどのように考えるべきか。
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他検討すべき事項はあるか。

(委員質問)

加入電話の音声通信量は発信・着信の双方が通信回数も通信時間も同じような右下がりの傾向で減り続けています。このような発着信双方の需要減によるPSTN接続料の上昇は、他事業者にどのような影響を及ぼしているのでしょうか？

<他事業者ユーザーからNTT東西への着信>

この場合には、PSTN接続料が上昇することによって、他事業者からNTT東西への接続料支払いが増大することになり、これに連動してユーザー料金を値上げ出来ないと想定する限りにおいて、経営圧迫要因になると考えられます。

このような観点からは、PSTN接続料の上昇は、他事業者がPSTNに留まることを抑制す

るメッセージとなり、IP化の流れを促進すると考えられるのではないのでしょうか？

<他事業者ユーザーから NTT 東西への発信>

第一種指定電気通信設備を用いたサービスは、NTT 東西と他事業者の接続料との同等性確保のため発着単価は同額と想定されますが、既に他事業者のネットワークが IP 化されているであろう状況を考慮するならば、他事業者において実際に算出される接続コストは相当程度低廉な水準にあるのではないのでしょうか？

もし、仮にそのような状況が確認されるのであれば、上昇傾向にある PSTN 接続料を他事業者が収益認識することで、他事業者の接続料コストとの差から利ザヤが生まれていることとなります。そのような状況は、他事業者が PSTN に留まることを促すメッセージとなり、IP 化の流れに逆行することにならないのでしょうか？

ただ、残念ながら他事業者の原価水準は非指定のため、明らかにはされていません。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等の趣旨に鑑みて、接続原価の水準を他事業者各社に任意で提出頂くことは出来ないのでしょうか？

更に、「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」の接続料原価への付替えの見直しによって、改良 PSTN モデルで計算される Lric 接続料を抑制することが出来ますが、その一方で付替え相当額を基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額を増加させてしまうという側面も有します。そのような観点から、NTS コストの扱いについてもコメントを頂戴出来れば幸いです。